

仕様書

1 件名

令和7年度 鶴見区学校選択制に係る学校案内作成業務委託

2 業務概要

(1) 編集業務

大阪市鶴見区内に居住する令和8年度小中学校就学予定者を対象に学校選択制を実施するのにあたって、制度等の案内周知を目的とする鶴見区学校案内の作成及び編集（デザイン、レイアウト、イラスト）、校正、カラーカンパの作成等、校了までの一切。

(ア) 編集・デザイン

- ・鶴見区学校案内（A4版）
 - ・区役所作成分は鶴見区役所市民協働課（教育）担当（以降、発注者という）が提供する原稿（写真・テキスト等）をもとに、デザイン・イラスト等を作成する。
 - ・学校作成分（学校紹介ページ・各校2ページ）は学校（小中17校）が提供する原稿（写真・テキスト等）をもとに、デザイン・イラスト等を作成する。
- なお、構成案を事前に提出し、発注者の了承を得て作成すること。

(イ) 校正

- ・デザイン校正 カラーカンパ 4回程度

※ゲラへ朱書きで行う。

※区役所

カラーカンパ（紙出力とし、完成版と同サイズとする。）を校正の都度、表裏各3部、及びPDFデータを発注者へ提出すること。

校正は責了とせず、校了日まで繰り返し行う。

※各小中学校17校

各校の紹介ページ（2ページ×17校）については、各校の担当者と校正作業を行い、カラーカンパを各校へ1部メールにて（メールアドレスは各校担当者より提供を受ける事。）提出すること。また、各校への提出と同時に、発注者にも提出するものとする。

なお、各校担当者（17校分）については、契約後、発注者より提供する。

校了の確認は、必ず各校担当者よりとること。

契約後、各校、校正等の連絡手段を各校担当者と協議のうえ決めること。

各校の住所、電話番号は発注者より提供するが、連絡手段としてメールを使用する際は、各校担当者よりメールアドレスの提供を受けること。

※また、発注者・各校担当者の都合により、校正の途中で見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト・見出しの差し替えをすることがある。

(2) 印刷業務

(ア) 数 量 2,500冊

(イ) 規 格 ページ おもて表紙＋本文等＋裏表紙 合わせて68ページ

刷色 両面フルカラー印刷

製本 中綴じ（ホッチキス2ヵ所）

重さ 1冊あたり240グラム以下

(ウ) 色 校 正 プルーフ等、色指定が確認できるもの（紙出力としマップ現物と同サイズとする）を提出し、発注者の承諾を受けること。

プルーフ等はできるだけ本紙に近い状態のものを使用すること。

(エ) 用紙

①大阪市グリーン調達方針の基準に適合し、次に示す製品または同等品以上とする
(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)

ただしこの基準を満たせない場合はこの限りではない。

おもて表紙、裏表紙：コート紙、 四六判 135.0kg

本文等：コート紙 四六判 73.0kg 紙色 白色

②発注者の指定する位置にリサイクル適正を表示すること。

③契約後速やかに別紙「資材確認票」を発注者へ提出すること。

④納品時に別紙「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を発注者へ提出すること。

なお、「資材確認票」にはサンプル紙、出荷確認票等を添付すること。

3 適用範囲

(1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。

(2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。

(3) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

4 納品場所及び納品期日

納品場所 鶴見区役所 4 階市民協働課（教育）43 番窓口

納品期日 令和 7 年 8 月 8 日（金）午前中

なお納品時に、編集データを記憶媒体（DVD-R）に保存し、提出すること。

データ形式 ・AI 形式アウトライン化

・AI 形式非アウトライン化

・JPEG 形式並びにHP掲載用 1MB 以内にした JPEG データ（学校案内目次の項目毎）に同様の名称を日本語表記すること。

・JPEG 形式並びにHP掲載用 1MB 以内にした JPEG データ（学校案内目次の項目毎）に同様の名称をローマ字表記すること。

納品は、縦 395mm×横 300mm×高さ 275mm の B4 サイズ対応の箱で納品し、25 冊を交互に 1 箱 100 冊とする。

納品にあたっては、庁舎西側のスペースの使用を認める。

庁舎東側及び北側の有料駐車場を利用する場合は、利用料金を負担すること。

※駐車場は地上にあり、高さ制限はなし。

5 許認可等

受注者は、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目（04-04-01:デザイン企画印刷）で登録されていなければならない。

6 作業計画

受注者は、契約締結後、業務の実施に先立ち、速やかに発注者と調整し、校正にかかる作業計画を作成した後、発注者へ提出し、承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

7 業務完了報告

受注者は、業務終了後、報告書を作成し、業務終了後の 10 日以内までに発注者に提出すること。

8 経費及び損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

9 業務委託料の部分払い等

受注者は、本業務の履行完了前に、出来高部分に相応する業務委託相当額について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月 1 回を超えることはできない。

10 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (2) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議の上決定する。
- (3) 突発的な事由等による記事や写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、速やかに双方協議し、決定する。
- (4) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 業務の実施にあたっては、受託者は、事前に発注者と十分に協議すること。また、この仕様書に基づき常に連絡をとり、その指示に従うこと。
- (6) 成果物の作成にあたり、他者の著作権その他の権利が及ぶものを使用する際には、権利者から書面にて使用に関しての許諾を得ること。
- (7) 成果物の一切の権利は発注者に帰属し、第三者に提供する場合には、発注者の了承を得ること。
- (8) 本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らさないこと。また、本業務を退いた後も同様とする
- (9) 納入品の搬送等の諸費用は全て本契約に含むものとする。
- (10) 納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (11) 納入後、不良品があったことが判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は発注者の指示を受け新品と交換すること。

11 事業担当課

鶴見区役所 市民協働課（教育）

担当：黒田・加藤

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤 5-4-19

(TEL : 06-6915-9153 FAX : 06-6913-6235)

作成年月日： 年 月 日

鶴見区役所市民協働課（教育）担当 御中

件名：令和7年度 鶴見区学校選択制に係る学校案内作成業務委託

資 材 確 認 票

(会社名)

() 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)

() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日

鶴見区役所市民協働課（教育）担当 御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程		実 現	基 準（要求内容）
製版		はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗剤容器に蓋を閉めている等の節減活動を実施している。
		はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	表面加工 該当： あり／なし	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
		はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工 該当： あり／なし		はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

公益通報等にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。〕

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。